

# 消費税免税店制度とは①

- **消費税免税店**を経営する事業者が、外国人旅行者等の**非居住者**に対して**一定の方法**で販売する場合には、消費税が免除される。
- 2015年4月1日より開始した**手続委託型消費税免税店**では、商店街・ショッピングセンター及びテナントビルなどの**特定商業施設内**において非居住者に対して販売する物品に係る免税手続（以下**免税販売手続**）を**免税手続カウンター**を設置する**事業者**に代理させることが出来る。

## 1. 一般型消費税免税店

販売場を経営する事業者がその販売場において免税販売手続を行う消費税免税店。（2015年3月31日までに従来の消費税免税店許可を取得している店舗は、2015年4月1日より自動的に一般型消費税免税店となる。）

## 2. 手続委託型消費税免税店

その販売場が所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者が免税販売手続を行う消費税免税店。

# 消費税免税店とは②（一般型消費税免税店の概要）

○ 一般型消費税免税店を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される。

1. 場 所：一般型消費税免税店の許可を受けた店舗での販売であること。  
○事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けること。
2. 対象：「非居住者」に対する販売  
○外国人でも、日本国内の事業所に勤務する者、6ヶ月以上日本に在住する者は非居住者には該当しない。
3. 免税対象物品：通常生活の用に供されるもの※で、次の2つの条件のいずれかを満たす物品
  - ①同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額（税抜）が1万円を超えること。
  - ②同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品（食品類、飲料類、たばこ、薬品類、化粧品類、その他消耗品）の販売合計額（税抜）が5千円を超え、50万円までの範囲であること。

※ 非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな場合は免税販売対象外。

# 消費税免税店制度とは③（一般型消費税免税店の概要）

4. 手続：所定の手続に基づく販売であること。

- 消費税免税店は「購入記録票」を作成し、旅券等に貼付して割印すること、「購入者誓約書」に免税物品を購入する非居住者の署名を受け、7年間保存することなど。

5. 輸出：非居住者は、出国の際に、購入記録票を税関に提出。免税物品を国外へ持ち出す※こと。

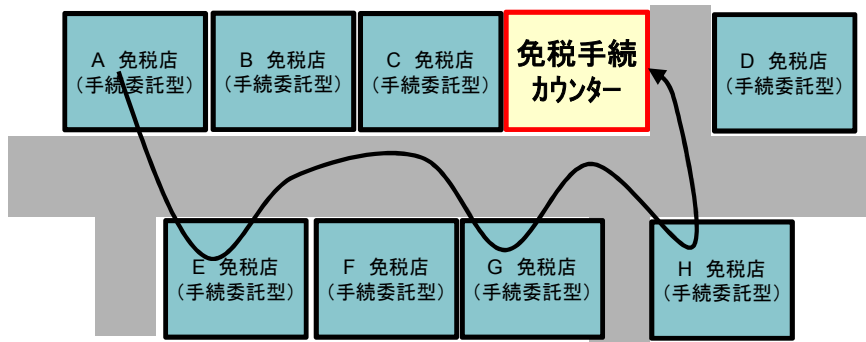
※消耗品は、購入した日から30日以内に持ち出すこと



# 消費税免税店制度とは④（手続委託型消費税免税店の概要）

- 手続委託型消費税免税店では、商店街・ショッピングセンター及びテナントビルなどの特定商業施設内において非居住者に対して販売する物品に係る免税販売手続を免税手続カウンターを設置する事業者<sup>※</sup>に代理させることができる。
- 免税手続カウンターで合算金額を管理している場合、同一特定商業施設内での他の手続委託型消費税免税店と販売額を合算して下限金額を超えれば、免税の対象となる。

## 免税手続カウンターでの買い物のイメージ



A店で和菓子2,000円を購入  
E店で日本酒4,000円を購入 } 消耗品で合算5,000円超

G店で扇子3,000円を購入  
H店で着物15,000円を購入 } 一般物品で合算10,000円超

※いずれも税抜価格

商店街やショッピングセンターの中で、店舗を越えて合算して、免税販売手続が可能に！

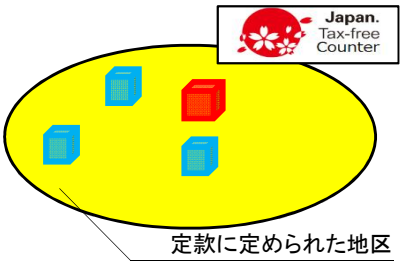
## 特定商業施設のイメージ

■ 手続委託型消費税免税店 ■ 免税手続カウンター

**① 商店街振興組合**

免税手続カウンター設置場所  
商店街振興組合の定款に定めた地区

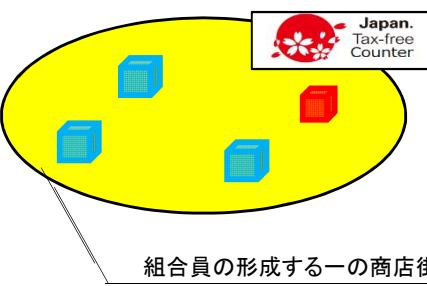
販売店舗の設置要件  
上記地区に所在し、商店街振興組合の組合員であること



**② 事業協同組合**

免税手続カウンター設置場所  
事業協同組合の組合員が形成する一の商店街

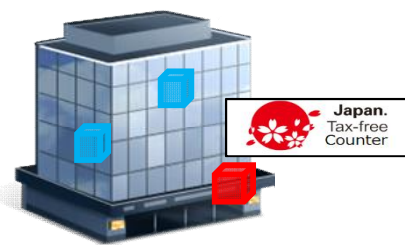
販売店舗の設置要件  
上記商店街に所在し、事業協同組合の組合員であること



**③ 大規模小売店舗**

免税手続カウンター設置場所  
大規模小売店舗の施設内

販売店舗の設置要件  
大規模小売店舗の施設内



**④ 一棟の建物(不動産登記上)**

免税手続カウンター設置場所  
一棟の建物内

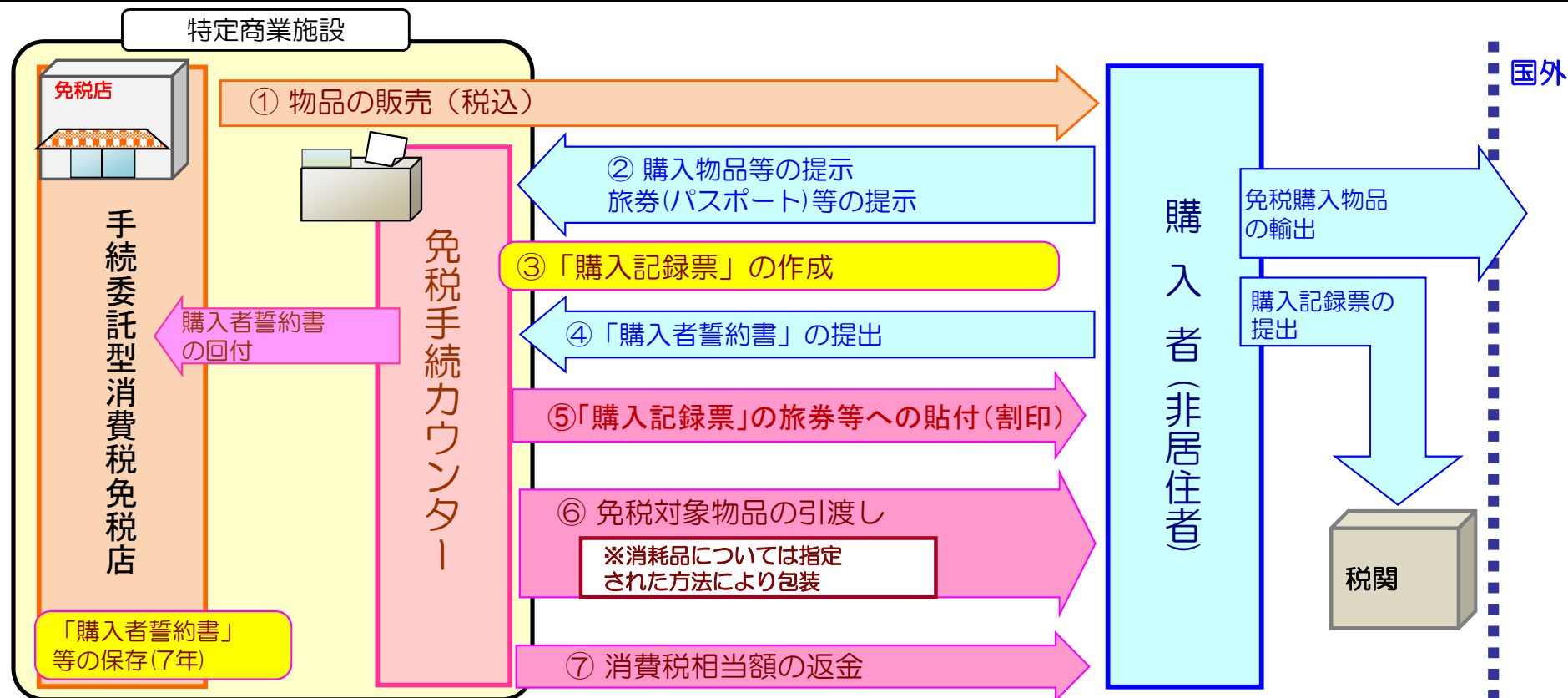
販売店舗の設置要件  
一棟の建物内



# 消費税免税店制度とは⑤（手続委託型消費税免税店における手続の流れ）

## <手続の流れ>

- 特定商業施設内の手続委託型消費税免税店（※1）で税込で販売し、承認免税手続事業者（※2）の設置する免税手続カウンターで免税販売手続（※3）、返金を行う。

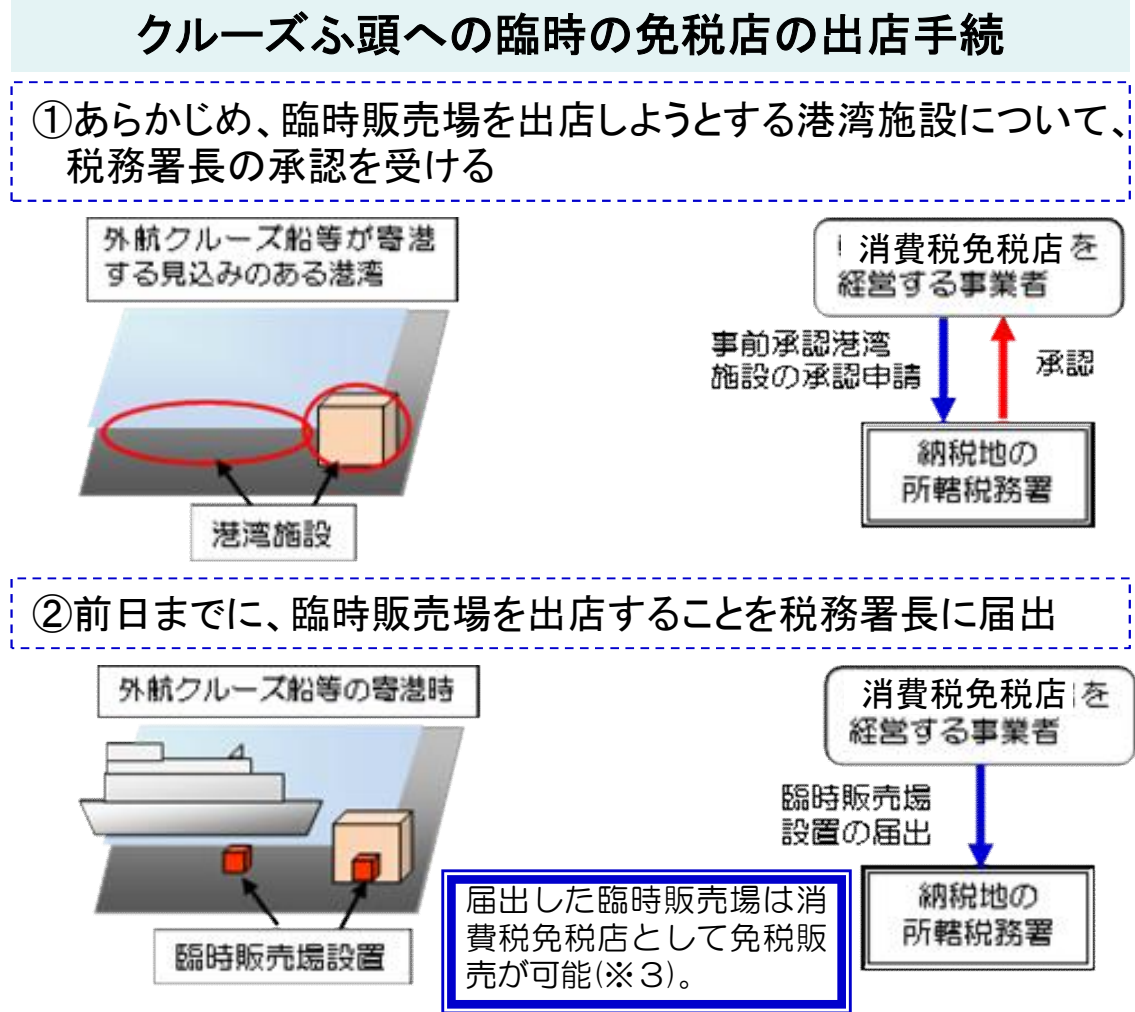


- (※1) 手続委託型消費税免税店は、事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要がある。
- (※2) 承認免税手続事業者は、その販売場が所在する特定商業施設ごとに、免税手続カウンターを設置することにつき納税地を所轄する税務署長の承認を受ける必要がある。
- (※3) 免税販売手続を代理するにあたり、承認免税手続事業者と手続委託型消費税免税店を経営する事業者の間で、免税販売手続の代理契約を結ぶ必要がある。

# 消費税免税店とは⑥（事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度の概要）

○外航クルーズ船等（※1）が寄港する港湾の港湾施設内に、場所及び期限を定めて設置する臨時販売場（※2）は、一定の要件を満たす場合、消費税免税店として免税販売を行うことができる。

- ### ◇臨時販売場を輸出物品販売場とみなす要件
- ① 臨時販売場を設置しようとする事業者が、消費税免税店を経営する事業者であること
  - ② 臨時販売場を設置する見込みの港湾施設について、納税地の所轄税務署長の承認を受けていること
  - ③ 臨時販売場を設置する日の前日までに、臨時販売場を設置する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出していること



（※1）外航クルーズ船等とは、国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶。  
（※2）臨時販売場とは、国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対して物品を譲渡するために期間を定めて設置する販売場。  
（※3）事前承認港湾施設内に設置する臨時販売場については、一般型消費税免税店として当該臨時販売場において当該事業者が免税販売を行う必要がある。

# 消費税免税店(輸出物品販売場)の都道府県別分布(2015年4月1日現在)

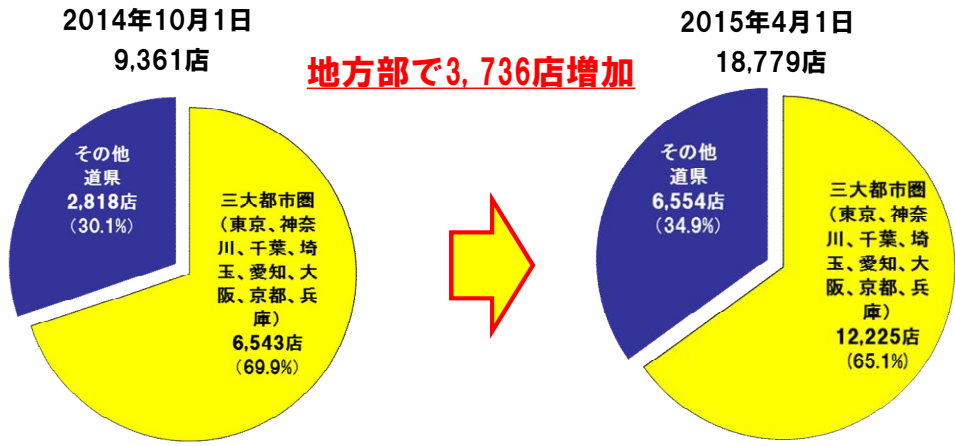
	店舗数		増加数	対前回比率
	2014.10.1	2015.4.1		
札幌国税局	594	1,132	538	190.6%
北海道	594	1,132	538	190.6%
仙台国税局	156	486	330	311.5%
青森	12	61	49	508.3%
岩手	18	49	31	272.2%
宮城	94	267	173	284.0%
秋田	7	23	16	328.6%
山形	8	39	31	487.5%
福島	17	47	30	276.5%
関東信越国税局	509	1158	649	227.5%
茨城	66	149	83	225.8%
栃木	69	134	65	194.2%
群馬	22	66	44	300.0%
埼玉	211	500	289	237.0%
新潟	53	132	79	249.1%
長野	88	177	89	201.1%
東京国税局	4172	7356	3,184	176.3%
千葉	383	801	418	209.1%
東京	3268	5,469	2,201	167.4%
神奈川	468	994	526	212.4%
山梨	53	92	39	173.6%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014.10.1	2015.4.1		
金沢国税局	122	279	157	228.7%
富山	73	129	56	176.7%
石川	46	142	96	308.7%
福井	3	8	5	266.7%
名古屋国税局	595	1382	787	232.3%
岐阜	57	152	95	266.7%
静岡	161	352	191	218.6%
愛知	296	672	376	227.0%
三重	81	206	125	254.3%
大阪国税局	2084	4126	2,042	198.0%
滋賀	52	115	63	221.2%
京都	351	772	421	219.9%
大阪	1259	2,316	1,057	184.0%
兵庫	307	701	394	228.3%
奈良	49	122	73	249.0%
和歌山	66	100	34	151.5%
広島国税局	220	603	383	274.1%
鳥取	23	49	26	213.0%
島根	6	19	13	316.7%
岡山	56	169	113	301.8%
広島	114	310	196	271.9%
山口	21	56	35	266.7%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014.10.1	2015.4.1		
高松国税局	87	217	130	249.4%
徳島	3	22	19	733.3%
香川	48	88	40	183.3%
愛媛	25	79	54	316.0%
高知	11	28	17	254.5%
福岡国税局	587	1262	675	215.0%
福岡	507	1,011	504	199.4%
佐賀	37	84	47	227.0%
長崎	43	167	124	388.4%
熊本国税局	97	431	334	444.3%
熊本	24	99	75	412.5%
大分	22	93	71	422.7%
宮崎	15	68	53	453.3%
鹿児島	36	171	135	475.0%
沖縄国税事務所	138	347	209	251.4%
沖縄	138	347	209	251.4%
合計	9361	18779	9,418	200.6%

2015年4月1日現在: 国税局所管地域別(国税庁集計)

## 三大都市圏と地方部の免税店数



## 免税店数の推移

